

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 規制改革会議における再検討項目、欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回数取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
260523016	25年 10月3日	25年 12月6日	26年 3月31日	スギの利用拡大のため、JA S規定改正と 審査の迅速化	現在、ほとんど利用がなされていない12×4工法住宅への国産スギ利用のため、JASの改定と、現行 5年のJAS規格改定期間を3年に短縮すること。	(一社) 九州経 済連合 会	農林水 産省	枠組工法構造用材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格では、国産材(スギ等)の利用も可能です。 また、規格の改正の期間は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定に基づき、制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すとしており、定期的な規格見直しを実施しています。	農林物資の規格 及び品質表示 の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)	検討に着手	1. 日本農林規格は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定に基づき、制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すとしており、定期的な規格見直しを実施しています。 2. 「枠組工法構造用材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」の定期見直しについて、平成26年6月の農林物資規格調査会の審議に付すべく、(独)農林水産消費安全技術センターに学識経験者、製造業者、実需者等で構成される委員会を設置し、本年3月から検討を開始しています。 3. その中で、国産材の利用拡大の観点からも検討することとされていますので、これについて科学的根拠に基づき検討していただきと考えています。	
260523017	25年 10月16日	25年 12月6日	26年 3月31日	地方空港等 における入 出国手続きの利 便性向上	【要望の具体的な内容】 出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 出入国手続き(CIQ)については、税関(Customs)は財務省、出入国審査(Immigration)は法務省、检疫(Quarantine)は厚生労働省、農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港にはこれらの係員が常駐しておらず、便到着にあわせてそれぞれの係員を派遣しておられる。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間かかるケースも散見される。 【CIQ業務の現状】もしくは、それは法務省、あるいは法務省連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することにかかるべきである。その結果、より多くの国際線の地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に寄与するところである。 観光を成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年5月に観光立国推進協議会議が開催され、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてもCIQの改善が旨とされたことを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。	(一社) 日本経 済団体 連合会	法務省、 財務省、 厚生労 働省、農 林水産 省	【法務省】 出入国手続き(CIQ)については、税関(財務省)、入管(法務省)、检疫(法務省)、厚生労働省(農林水産省)がそれぞれ所管する業務を行っています。 【財務省】 出入国手続き(CIQ)については、税関(財務省)、入管(法務省)、检疫(法務省)、厚生労働省(農林水産省)がそれぞれ所管する業務を行っています。 【農林水産省】 動植物検査では、海外から動植物及びその製品類を輸入する場合、病原体や害虫の有無等に関する検査を受ける必要があります。また、それらを海外に輸出する場合についても、輸出相手国からの要求等に基づく検査を受ける必要があります。	対応不可	【法務省】 CIQ業務の一元化について提案されていますが、入国審査官は、出入国審査の円滑な実施に努めることで、観光客等を含むアリスト等の人の国を水際で確実に阻止するため、関係令に沿うる知識や観光客旅の鑑識能力等が求められるが、個人識別情報を利用した入国情報への取り組み等、専門性の高い職務に携わっていることから、本提案について対応することは困難です。 【財務省】 空港・港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象(ヒト・モノの別)や、求められる専門的知識が専門性がそれそれ全く異なります。 税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銘鑑等の密輸出・防護、国際安保理決議による規制の適正な執行等、また、過正かつ公平な開税税金の賦課・徴収の実現といった専門性の求めで高い業務を全局的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。 【法務省】 出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条【財務省】 開税法第15条、第7条、第67条、第105条【厚生労働省】 開税法第15条、第7条、第67条、第105条【農林水産省】 開税法第15条、第7条、第67条、第105条【厚生労働省】 家畜伝染病予防法第40条、第45条【農林水産省】 植物防疫法第8条、第10条 等	【法務省】 CIQ業務の一元化について提案されていますが、入国審査官は、出入国審査の円滑な実施に努めることで、観光客等を含むアリスト等の人の国を水際で確実に阻止するため、関係令に沿うる知識や観光客旅の鑑識能力等が求められるが、個人識別情報を利用した入国情報への取り組み等、専門性の高い職務に携わっていることから、本提案について対応することは困難です。 【財務省】 空港・港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象(ヒト・モノの別)や、求められる専門的知識が専門性がそれそれ全く異なります。 税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銘鑑等の密輸出・防護、国際安保理決議による規制の適正な執行等、また、過正かつ公平な開税税金の賦課・徴収の実現といった専門性の求めで高い業務を全局的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。 【法務省】 CIQ業務の一元化について、国内に常在しない感染症の病原体が船舶等を介して国内に侵入するなどを防止するために水際において必要な措置を講じることで、接続港上の隔離・停留の要否の判断等の高度な専門知識を必要とするとともに、国際保健規則(IHR)に基づくWHOへの通告等、国際的な連携が求められます。新型インフルエンザ対策を見ても、感染症法に基づく国内の感染症対策と密接に連携して実施される必要があり、保健衛生行政として実施される必要があります。 また、検疫所においては、いわゆる狹疾の検疫(ヒトの検疫)の他に、輸入食品の監視を一体制で行っており、ヒトの検疫の部分のみを切り出して別組織ですること非効率的と考えます。 そのように、出入国手続き(CIQ)については、検疫業務を初め、分野ごとに求められる専門性が大きい異なっており、一元化することは問題が多いと考えます。 【財務省】 空港・港におけるCIQ業務は、各々の業務の目的、審査・検査の対象等により、必要となる専門的知識等が全く異なります。 動植物検査に関しては畜産の伝染性疾患及び植物の病害虫が輸入品を介して我が国に侵入した場合、その輸入者が動植物の輸入者のみならず我が国の農畜産業全体にも及ぶことになります。また、我が国からの輸出品についても、それらを介して畜産の伝染性疾患及び植物の病害虫が輸出相手国にまん延する可能性があります。これらを未然に防止するため、動植物等の輸出入者等に検査を受けること等の義務を課しているところです。 同検査に係る業務については、動植物検査に関する高い専門的知識を要することから、植物病理学、昆虫学、獣医学、畜産学等に関する専門的知識を有する動植物防疫官が実施しているため、関係省庁との業務一元化は困難です。	
260530005	25年 10月3日	25年 12月6日	26年 5月30日	農産物の格 付け制度	米、麦、大豆等における旧食糧庁からの流れで現在民間へ移行された。農産物格付け等級付け、これにより自由な営業販売(宣伝力や低価格でも大量に販売が可能等)・産地地域の特性を生かした付加価値農産物販売展開等ができるようになっている。展開に出来はすべてこの格付けで同じ価格になら。青果類のように地域の努力特性イメージで自由に競争しやすい環境に変えたらどうでしょうか。	個人	農林水 産省	農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく農産物検査は、農林水産大臣の登録を受けた民間の登録検査機関が実施しています。	農産物検査法第 三条、第六条、第 九条	事実誤認	農産物検査法に基づく農産物検査は、任意の制度ですので、全ての農産物は、農産物検査を受検しなくとも、自由に販売することができます。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回覧取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
260530007	25年10月7日	25年12月6日	26年5月30日	新規需要米(輸出用)の生産調整の取り組みの不具合	日本産コメの輸出を推進する中で、毎回困った問題があります。 日本国内のコスト需要が競争する中、減反(生産調整)が実行されています。本来は米を作るのに適した資源であり、耕作地の機械の償却も含めてできるだけコメを広い面積で作ることが経営に有利になります。 新規需要米(輸出用)の枠組みであれば生産調整として勘案される減反カントンされるため、その枠組みで日本産コメの輸出の促進を図っているのが、これは常識的な商取引と合わないところがあります。農家のリスクが高いため組みみならざるを得ません。 例えば新規需要米(輸出用)の枠組みで見直しよとすると、5月から6月にかけて「取組計画書」、「販売契約書」を市役所経由で地方農政事務所に提出する必要があります。 秋に収穫する米でありますから5月から6月には價格も品質もわからないところです。輸出先国との取引によって契約にいじることです。ここが一般的な商取引と合わないところです。ところが、それがないと新規需要米(輸出用)で認められません。違反カウントされない。	日本GAP協会、輸出会	農林水産省	米の生産調整への参加・不参加は選択制となっています。 また、生産調整に参加する場合の輸出用米について、輸出先の販売環境の悪化等により、当初契約どおりの輸出が困難となった場合は、必要な手続を行って、国内の加工用途など他の非食用途に変更することができます。	-	現行制度下で対応可能	輸出先の販売環境の悪化等により、当初契約どおりの輸出が困難となった場合は、必要な手続を行うことで、国内の加工用途など他の非食用途に変更することが可能です。具体的な手続については、お近くの地域センター(農林水産省の出先機関)等に御相談ください。 また、このような問題は、生産調整への参加・不参加は選択制となっている中で、生産調整に参加しない場合には発生せず。 生産数量目標の枠内で生産された米を輸出する場合にも発生しませんので、これらも踏まえて、具体的な対応を御検討いただければと思います。	
260530008	25年10月7日	25年12月6日	26年5月30日	農地転用について	(1)農地に出店したりても転用ができるないの?スムーズに許認可されるようお願いしたい。 (2)農地転用でもない不耕作農地にも関わらず、農業委員会が水利組合から許可を得て工場用地としての利用が許可される事がある。農地転用の過度な規制は、事業を進めていく上で障害にならぬか。 (3)都市開発は、市03/4%占める調査区域、農地地域等の規制により思うように進まない状況であります。調査区域等のうち1/3耕作していない未利用地である。農振法による農業振興地域の規制の見直しを柔軟に行って欲しい。 (4)市への海浜近くは農地振興地域が多くあるが、農地転換の規制が厳しいから、簡便には農地転換して企業誘致を行うことができない。そこで、農地転換が容易にできるよう、規制緩和を要望します。 (5)町内にはもうこれ以上企業誘致する土地がない状況。このため、農地を工業用地に転用できるよう、規制緩和を要望したい。	民間企業地方自治体	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	農地法第3条	対応不可	農業の生産基盤である農地は、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている国内の限られる資源です。 ピーク時(昭和36年)に609万haあった農地(耕地)面積は、平成25年には454万haに減少しております。農地転用規制や耕作放棄地の再生などにより農地を確保していくことが必要です。 農地を確保する観点から、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導していくことが重要であり、この仕組みにより対応していくことが適切と考えています。	
260530009	25年10月7日	25年12月6日	26年5月30日	農地転用について	(1)開発行為の規制が厳しく必要な施策が十分にできない。農地の補助をもらい、農地としての継続性を埋めることは時代に逆行する。もう少し開発規制を緩めて欲しい。 (2)土地に対する規制が厳しくなる。特に農地法の規制が行き過ぎていると思う。耕作時に食料確保のために農地なり。現在は耕作の目的で供給していない農地の中の農地などであっても耕作が簡単にできないので困っている。実態を踏まえて耕作に適する農地を正しく見極め、本当に守るべき農地(例えば、米どころ等の農業に向く地域の農地)をそぞろに農地を駆逐し、規制の見直しをお願いしたい。	地方自治体	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	農地法第3条	対応不可	農業の生産基盤である農地は、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている国内の限られる資源です。 ピーク時(昭和36年)に609万haあった農地(耕地)面積は、平成25年には454万haに減少しております。農地転用規制や耕作放棄地の再生などにより農地を確保していくことが必要です。 農地を確保する観点から、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導していくことが重要であり、この仕組みにより対応していくことが適切と考えています。	
260530011	25年10月11日	25年12月6日	26年5月30日	農地法、農振法での規制改革(1)	ソーラーシアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大を要望する。 3年ごとの見直し期間の延長や農地転用の対象範囲の拡大などのさらなる普及支援策、2013年4月、農林水産省は「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱いについて」のガイドラインを公表しました。 これで、農地に支柱を建て台架を設けることで、下部の農地において支障なく農業生産が行われることを条件として、支柱の基礎部分を転用許可の対象とし、農地においての太陽光発電の設置が認められました。しかし、太陽光発電システムの設置規模は数十W程度に留まっています。これは転用期間が3年間であること、3割以上の収穫率の確保が要件であることなどから、その普及は限定的と考えています。 3年ごとの見直し期間の延長、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略など、さらなる普及支援策を要望する。	(一社)太陽光発電協会	農林水産省	農地の上に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設についての農地転用許可制度上の取扱いについて は、本年3月31日付で通知を発出し、農地法に基づく一時転用許可を行なうことができるとしたところです。	-	対応不可	農地に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設について は、一時転用の期間が3年以内、等の要件を満たす場合に許可を行うことを可能とします。 これは、当該施設が農地における営農の継続を前提とするものであり、営農の適切な継続を確保していく観点等から必要とを考えています。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 規制改革会議における再検討項目、欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回覧取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
260530012	25年10月11日	25年12月6日	26年5月30日	農地法、農振法での規制改革(2)	耕作放棄地などへの大規模太陽光発電システム設置のための法整備を期待する。 耕作放棄地の集約化での再生可能エネルギーの導入促進。 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の規制では、農地を転用して太陽光発電を設置するには規制が厳しく、事実上困難な状況にある。 農振法第十二条第2項では、転用の目的とした農用地区域からの除外には以下の5要件を全て満たすことが必要と決められている。 ・農用地専外に立地する場合に、転用の目的で農用地に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・上記の要件のうち、転用の目的による農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・効率的な安定的な農業経営を旨とする農業経営者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ・農業生産基盤整備事業完了後3年を経過しているものであること。 なお、第2種農地・第3種農地は農地転用許可が可能とされているが、これらの土地は市街化が見込まれる、または、小集団の農地／市街化が著しい区域の農地であり、それらの農地は面積の点からメガソーラー等の候補地となり得る可能性は無い。 2014年度予算の概算要求に示されている農林水産省が進めている「農地中間管理機構」の制度設計と合わせ、耕作放棄地の集約化・耕作放棄地や零細農地などを借り上げ、大きな農地として農業法などに貸し出す制度)での再生可能エネルギーの導入促進が行われることを要望する。)	(一社)太陽光発電協会	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	農地法施行規則	検討に着手	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が11月22日に公布され、公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲で施行されることとなっていました。同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。	
260530013	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し	(要望の具体的な内容) 容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省・農林水産省実施)にあたっては、各事業者に調査票記入を求めるのではなく、「(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値(排出見込量等)を確認すべきである。 (規制の現状と要望理由等) ・規制の現状 ・要望理由 ・特定事業者にとどまらず、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続が上重複化が発生している。 <要望が実現した場合の効果> 日本容器包装リサイクル協会との委託申請時に、「量・比率等算出のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者に確認すれば、調査自体が不要となる。これにより、国・事業者とも手間・コストを削減する事が可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	容器包装利用・製造等実態調査は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに定められた容器包装の再商品化義務を総括して実施する。業種別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るために、容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品の排出見込量等の拡大推計のため、容器包装を用いた容器包装の量等を調査するとともに、特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行う必要があります。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条	事実誤認	容器包装利用・製造等実態調査では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに定められた容器包装の再商品化義務を総括して実施する。業種別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るために、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に記載されない容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行う必要があります。併し御提案のとおりとした場合にも調査自体は不要となります。	
260530014	25年10月16日	25年12月6日	26年5月30日	環境アセスメントの迅速化	(要望の具体的な内容) 風力・地熱発電に係る環境影響評価の手続期間の短縮化のため、例えば、以下の措置を求める。 調査の実施期間を短縮し、他の実施と同時に並行で進める。 調査結果の審査は、国と自治体が合意または並行して実施し、さらに、住民への説明・意見集約並行して実施する(地熱の場合は、工事等の申請・審査を、環境省、自治体及び森管局(署)で並行して実施する)等の合理化を行う。 配慮書は、最適化のみの提示を容認する。 評議会等に於ける意見交換を不要とする。 モデル事業を含むデータのデータベースを整備し、審査の迅速化とともに、過去の調査と重複する内容は再調査を不要とする。 (規制の現状と要望理由等) 現状の規制では環境影響調査に3~4年を要する。長期間に亘る手続は事業者に大きな負担を強いしており、風力発電事業者、地熱事業者を始めとする多くの事業者が手間と費用を嵩めながらも手理である。この点、以下の規制の緩和が求められるところである。 現状は環境影響調査と同時に並行での手続(配慮書手続、試験井掘削/試験の実施等)が認められない。しかし、調査と手続が並行に着手し、手続と同時に並行進めることができである。 調査結果の審査は、例えば、総務省、行政機関が審査開始、国と自治体が審査会を開き、意見収集を行なう。現状は、森林管理署の意見収集が最も大変の見疎取が順次行われる。また、地熱発電の工事等の申請審査は、規制により、森林管理署の意見収集と、その結果と自治体の同意が必要となる。このような手続きの一連については、合意したうえで、実施可能である。 配慮書は、審査に建設について複数案の提出が要求される。しかし、特に地熱発電の場合、もとより地理上の理由で複数案よりも最適案を提示することが合理的と考える。 地熱開発の要件である磁化水素の拠散予測評価は、現在は風扇実験により評価している。この点、排出ガスの拠散予測評価のシミュレーション技術が確立され、規定の趣旨を満たす精度で予測可能と認められる場合には、風扇実験を省略する。 調査評価項目及び範囲の設定に、過去の調査と重複する内容が認められる場合であっても再調査を実施しない。例えば、モデル事業等のデータ活用等でデータベース化などで効率的にデータが利用できれば、審査の迅速化や、本来は不要である重複調査の省略が可能であると考えています。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省、経済産業省、環境省	国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)、第14条の規定により、国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、申請者の氏名・名称、借り受け、又は使用しようとする国有林野の所在・面積、目的・期間等を記載した申請書等を森林管理署長に提出することとされています。 国有林野の貸付け及び使用の手続については、地熱エネルギー開発に限らず再生可能エネルギー開発は、事業実施まで長期間を要するところ、期間短縮、事業者の負担の軽減等の観点から事業者を要するところは、森林管理署の意見等と、その結果と自治体の同意が必要となる。このように手続きの一連については、合意したうえで、実施可能である。	国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第14条	事実誤認	地熱エネルギー開発に關係する許認可・手続には、国有林野を借り受け、又は使用するための権利設定を行うための手続、森林法や自然公園法に基づく許認可のほかにも、他法令に基づく土地開発規制が多く、開発計画の内容や進捗状況に応じて、法令、その許認可・手続も異なります。 そのため、関係する全ての許認可・手続の窓口を一様に一本化することは困難と考へてあります。手続期間の短縮や審査の効率化を図るために、許認可・手続に關係する国や都道府県の関係者が一箇所に集まり、開発計画の御説明を受ける、又は許認可・手続について御説明差し上げる場を設ける等の御提案について、開発計画ごとに御相談させていただきますので、事前に森林管理署等に御相談願います。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回数取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
260530015	25年 10月16日	25年 12月6日	26年 5月30日	東日本大震 災被災地に おける農地転 用規制の緩和 と規制の緩和	<p><b>[要望の具体的な内容]</b>            東日本大震災の影響を受け、放射能汚染によって耕作ができなくなった第1種農地について、将来の農地再生を条件に、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすべきである。</p> <p><b>[規制の現状と要望理由等]</b>            農地法第4条第2項は、同項第1号口に定める農地(第1種農地:10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地)良好な営農条件を備えている農地)の転用は、「相当の理由がある場合を除き許可できない」としている。同法施行令第10条では、この「相当の理由」として「特別の立地条件を必要とする事業、や公益の為に、認められる事業など」として「立地条件を必要とする事業」(電気、ガス、水道、雨水、電線路、水路等の他の施設等)を「公益性が高い」と認めるものとし、同法施行規則第37条で、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」等を定めている。</p> <p><b>[復興特別区域法]</b>津波被災市町村において、一定の要件を満たす場合に農地転用許可があったとみなし、食料供給等施設および、その施設に電力を供給する太陽光発電施設の第一種農地への設置を認めているが、食料供給等施設に附帯しない再生可能エネルギー発電施設の設置は認めていない。しかし、再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供するため、公益性が高いと判断できる。また、放射能汚染により耕作できない農地を他の目的に利用できれば、土地の有効活用にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	農地法施行規則 第37条	対応 事実誤認	放射性物質に汚染された農地については、政府全体で除染対策に取り組んでいるところであります。除染して農地として利用していくことが基本と考えています。他方、原発事故で放射性物質に汚染された農地については土地利用の制約もあることから、今回、原発事故で避難指示のあった福島県の市町村の地域について、復興整備計画により復興に必要な事業が行われる場合は、原則では転用できないものとされている第1種農地であっても、転用ができるよう所要の手続きを進めていることです。また、津波被災地域については、東日本大震災復興特区法に基づいて、市町村の復興整備計画により復興に必要な事業を行う場合には、農地転用ができるよう措置されています。なお、これらの制度の活用にあたっては、農林水産省からも担当官を現地に派遣する等により、個別具体的な調整を支援していかたいと考えています。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管轄番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
	25年10月28日	25年12月24日	26年5月30日	国産果実の機能性表示について	本会では果樹産業の振興を目的に果物と健康に関する様々な疫学研究に取り組んでおり、温州みかんに含まれる「クリプトサンチン」については関する諸国にも報告を見ない研究成果(脳粗じゅうの疾患予防効果)が示されています。この研究結果に基づき、あらゆる機会を捉え国産果実を持つ健康機能性の情報発信に努めているが、その効果がもともと威力を発揮する小売店等の販売の現場においては業事法・健康増進法によりその表現が大きめに制限されている。については、疫学研究等により含有成分の健康機能性の裏づけのある食品に限っては、販売現場等においても、その効果・効能を表示できるよう、早急な規制改革を要望したい。	日本園芸農業組合連合会						
260530069	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	付加価値の高い農林水産物の産業活性化のための容認表示の容認について	利根川県の梅の生産量は全国の6割以上を占めており、中でも田辺市・みなべ町周辺は、その中心となる梅の生産地です。当市では、江戸時代より梅栽培が営々として継続され、梅の生産・加工・販売に係る「梅産業」は地域の基幹産業として、地方の地域経済と住民の暮らしを支えてあります。新潟梅の会では、地域の梅産業の重要性に鑑み生産者・農協・行政を中心として、梅の振興に取り組んでいます。梅は江戸時代から薬として重宝され、薬効としての梅の機能性が言い伝えやことわざとして多数伝わっております。近年では、和歌山県東牟婁郡紀美野町等において梅の機能性について「産・官・学の連携のもと、多方面に亘っての研究が進められ、科学的な立証がなされたり、特許の取得に至っているものも多数あります。産地としてはこういった梅の機能性については、適切な表示に基づき消費者に伝えていくべきものであるべきであることを考え方あります。しかし、産地等の実情を踏まえ、業事法・健康増進法等の法律で、梅干し等の商品への表示が規制されています。そのため、研究結果等に基づき、分野別に表示出来ないかもしれません。そのため、科学的に立証された梅の機能性については、関係商品への表示についても、一定の条件下に基づきを容認して頂けるようにご検討賜りたるお願いする次第であります。何卒よろしく御配慮のほどをお願い申し上げます。	紀州梅の会	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	食品に特定の保健の用途を表示しようとする場合、健康増進法(平成14年法律第103号)第26条に基づく許可を受ける必要があります。	健康増進法第26条	検討に着手	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に關し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年12月に「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を立ち上げ、議論しているところです。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に關して企業等が適切なフォローアップを行う制度を検討してまいります。	
	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	農産物及び食品を含む一般食品の機能性表示	(具体的な内容) a) 確かに根拠のある食品による健康増進や疾病リスク低減のペネフィットを安全に、かつ積極的に社会が享受できるよう、農産物や一般食品の表示に関するグレーゾーンを解消する具体的な仕組みを早期に構築する。例は、業事法の対象外である明かに食品と認識される食品(農産物や加工食品 = 明らかに食品)とサブリントなどの機能性の表示方法が整理されるべきである。 b) 消費者が確かに根拠のある農産物や食品の選択、判断を容易にするために、科学的エビデンスに基づき、その健康・機能性に関する情報を適切に提供(表示)できる仕組みを早期に構築する。 c) 国際的に視点で捉えた食品の安全の担い手、有効性の基準を直しを進める。 [提議理由] 「明らかに」する健康食品と称される食品は、安全性やその他の機能性が懸念される場合がある。一方で健康・機能性に関する科学的なエビデンスが証明された農産物や食品であっても、商品への表示など消費者がその情報を容易に理解して購買や選択を判断できる状況ではない。例えば、一次農産物においては、産地・季節等により有効成分の変化が有り、また個別に成分を測定するには、経済的にもやりきり得ない。その場合には、各農産物等における有効成分の変動等に関する、しかりたんデータベースの構築が求められる。食品が有する健康増進のポテンシャルを今まで以上に引き出し、国民が自分に適した健康・機能性を持つ農産物や素材を含む食品に対する情報や容易か?適正に得て、選択・購入できる仕組みを早期に確立することで、日本再興戦略に記載された「国民の健康寿命の延伸」にもつながるQOLの向上への貢献、あるいは、農産物流通や食品市場のさらなる活性化が期待できる。	日本バイオ農業会議						
	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	果物等「明らかに食品」の機能性表示の容認	「要望」果物のように食経験が豊富で、かつ蓄積した疫学研究で安全性が保障できる農林水産物やその加工品等の「明らかに食品」に限り業事法の適用を除外し、機能性に関する研究結果の販売現場での紹介が可能な位置を要望する。 「背景」過去20年間に世界で実施された疫学研究により、果物・果物に含まれる機能性成分の健康増進効果が明確になります。特に温州みかん等に含まれる「クリプトサンチン」について幅広い効果が認められている。 試験研究で得られた有益な情報を果物販売の場で確実に伝えることは国民の健康増進と果物産業の活性化に貢献するものと推察される。しかし現状では疫学研究で確実になった生活習慣病などを対する予防効果は販売現場では「はつきりせず」(業事法による)、販売現場から遠く離れた学術雑誌での報道である。そのため、研究結果が国民の目に届かない、国民の健康増進や農業・農林水産業の活性化ができない。 「機能性表示容認」を利用すれば懸念への対応機能性表示の根拠となる研究結果の公認性は厳密に評価し、併せて表示の氾濫で消費者の食品に対する信頼を失うことのないよう措置を講じる必要がある。また、果物業界は行政と研究機関の指導を仰ぎつつ、業界共通の表示制度創設に努力する用意がある。 [注] 1) 明らかに食品・薬医品の範囲に関する基準で、外観、形状等から薬医品と誤認される恐れがなく、明らかに食品と認識される物と定義。 2) 果物取扱いの効果を有する要因の最上位に記載されることが多い。 3) 2012年末現在、「クリプトサンチン」の健康維持増進効果を評価する論文は世界に7つあります。内2つは我が国の研究結果です。 4) みかん産業の研究会「株式会社農機構成樹研究所」の支援で実行している。成果は国際的医学誌に9報発表され、海外の重要な研究論文にも引用されるなど高い評価を得ており、我が国の実情に即したエビデンスを提供している。 5) PLOS ONE 国際糖尿病連合学術誌、欧州動脈硬化学会誌、国際骨粗鬆症財団学術誌、英國農芸学会誌、日本疫学会誌に発表。 6) 果樹試験研究推進協議会: 2006年、果物間連企業・団体により設立され、果物と健康に関する研究の支援とその成果の普及する活動を行なう。	農業・漁業・水産省 農林水産省	食品に特定の保健の用途を表示しようとする場合、健康増進法(平成14年法律第103号)第26条に基づく許可を受ける必要があります。	健康増進法第26条 農業法第68条	検討に着手	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に關し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年12月に「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を立ち上げ、議論しているところです。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に關して企業等が適切なフォローアップを行う制度を検討してまいります。 なお、温州みかんは明かに食品と認識される物に該当するため、含有成分等の機能性に関する研究成果を販売現場で紹介することは、業事法上に抵触する行為ではありません。ただし、特定の成分を添加したもの、遺伝子組み換え技術を用いたものなど、医薬品としての目的を持つことが疑われるものについては個別の判断が必要となります。		

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 規制改革会議における再検討項目、欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものであります。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
260530125	26年2月10日	26年3月5日	26年5月30日	農業データの融通等による農業の早期認可	米国で導入されている特許切れ農業の農業データについて融通する制度(データコンベンセーション制度)、ジェネリック農業の登録登録に有効性制度がある。日本では導入されない。データコンベンセーション制度を導入することでジェネリック農業の普及のコスト削減がかかる。ジェネリック農業の農業データの融通等を導入し、早期認可を実現すべき。	全国農業協同組合中央会	農林水産省	農業の登録を受けるに当たって農業の製造者や輸入者は、その農業の品質や安全性を確認するための資料として病害虫などへの効果、作物への害、人への毒性、作物への残留性などに関する様々な試験成績等を添えて、農林水産大臣に申請します。	農業取締法第2条第2項、農業の登録申請に係る試験成績について(12農産第8147号農林水産省農業芸芸長通知)	対応不可	農業は、有効成分が同じであっても、製造方法や製造条件の違いにより、有効成分以外の安全性等に悪影響を及ぼす可能性のある不純物の含有量が異なるものもあります。このため、国民の健康や生活環境に思慮ぬ悪影響を与えないよう、製剤ごとに最低限必要な試験成績を求める必要があります。したがって、既に登録がある農業と有効成分が同じであるからといって、データの融通等により、試験成績の提出を免除することはできません。	
260530129	26年3月7日	26年4月10日	26年5月30日	民有林における開発許可標準の見直し	1ヘクタール超える林地を太陽光発電用地にすべく「林地開発許可制度」について柔軟な検討に借りを持っています。平成23年1月6日に規制改革に関する分科会・第6回議事録の参考資料1「ヘクタール超える林地を太陽光発電用地にすべく「林地開発許可制度」について柔軟な検討に借り持つ」として、分科会における規制改革検討シート、中ドリーンイバーションWG(1)の問題提起書、町のもの等の資料に基づき、許可は必要と考えますが、許可条件の「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」、及び「環境保全」に際する太陽光発電工事による影響の評価基準が不明確であることによる問題がある。と指摘いたしました。	個人	農林水産省	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定により、保安林以外の地域森林計画案民有林において一定規模以上の開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています(林地開発許可制度)。	森林法第10条の2	対応不可	林地開発許可制度は、開発行為を行う民有林の周辺において災害や水害、水の確保の著しい阻害、環境の著しい悪化が発生しないよう、開発行為を許可制しているものです。開発行為の内容のうち、「残置森林と調整池の必要性」についてですが、残置森林は、土砂の流出による土壌の流失や水質の悪化の防止、景観の維持や風景等からの周辺の周辺の保全等を図るために配置するものです。また、調整池は、開発行為による地表状態の変化等によりビーチ流量が増加することによって河川の流下能力を超える量が排出される場合に許容流量の確保で調整するために設置するものであります。これは許可基準を満たすために必要に応じて設置されます。	
260530135	26年4月25日	26年5月14日	26年5月30日	電線路の保安伐採にかかる届出の緩和	【前の回答に対する再提問】 本要項に記載する農林水産省からは「対応不可」との回答が、電線路の保安伐採を30~90日間放置すると、伸長した樹木が電線路に接近することにより、電力の安定供給を阻害するだけでなく、火災が発生するおそれがある。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定により、森林所有者は、地域森林計画案民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を開始する日の前90日から30までの間に市町村の長に届け出なければならないこととされています。	森林法第10条の8 森林法施行規則第14条第2号	現行制度下で対応可能な場合 対応不可	通常の電線路の保守については、電気事業者が保安規程に基づき計画的に実施する場合、現行の伐採開始の前90日から30までに提出する届出制度で対応できると考えているところであります。伐採が電気事業の用に供する電線路に際しては、伐採が予想できなかった事態の発生等により、電気事業者が保安規程に基づき保安規程第4条第2号に掲げる場合に限り、伐採が許可を受けていない林地開発許可に限って許可基準を充実することは困難と考えられます。	
260711002	25年10月31日	25年12月24日	26年7月11日	薬事法による業者統一化についての合理化について	【内容】 人体用の医療機器の販売業許可を取得した場合は、動物用医療機器の販売業の許可を不要とし、各種書式類についても、人体用の医療機器の販売業の書式用いることができるようになりますこと。都道府県ごとに異なる各種書式・添付書類を統一化すること、統一化できない場合は、一の都道府県の様式に従って成した各種書式について、他の都道府県がこれによる申請等を認める。人体用医療機器と動物用医療機器の許可手続きを区別する合理的な理由がない、民間企業に過重な負担を強いている。 【提案理由】 同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができるない場合であっても、一の都道府県の様式に従って成した各種書式は、当然に法令の要件を満たすのであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的な理由がない。	公益社団法人リース事業協会	厚生労働省 農林水産省	薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用する法第3条の規定は、都道府県知事による動物用高圧管理医療機器の販売業又は販賣業の許可を受けた者はすれば、業として動物用高圧管理医療機器を販売し、授与し、若しくは販賣し、又は販売、授与若しくは販賣の目的で販売してはならないことを定めており、同法第3条の規定は、都道府県知事による動物用高圧管理医療機器の販売業又は販賣業の届出をあらかじめた者ではなければ、業として動物用高圧管理医療機器を販売し、授与し、若しくは販賣し、又は販売、授与若しくは販賣の目的で陳列してはならないことを定めています。	薬事法第39条、第39条の3、第83条、第120条 薬事法施行規則第116条、第163条	対応不可 事実誤認	動物用医療機器の使用対象動物は、愛がん用小動物から牛、馬までの特徴が異なることから、当該機器については、その適切な使用を確保するため、使用対象動物の特徴及び機器の使用環境を考慮して販売される必要があることです。このようなことから、動物用医療機器の販売業を當むに当たっては、人用医療機器の販売業の許可を有している場合であって、これは別に動物に関する専門的知識を有していることが想定されることがあります。	
260818001	26年5月9日	26年5月30日	26年8月18日	「農地」の地目のまで高度な水流技術を使ういもん等の水耕栽培用の植物工場の建設を認めること	建屋の内部にレールや移動式畑、水流の配管などを設置し、高度な水流技術を使い生産性の高いいもんやトマト、イチゴ等の水耕栽培を行うため、「農地」の地目のまでコンクリートで地固めた植物工場の建設を認める。	日本商工会議所	農地法上、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは、土地に労働を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。そのため、植物工場を設置する等により、農地をコンクリート等で地固めし、その土地に労働を加え肥培管理を行うことできなくなる場合は、「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要となります。	農地法第2条、第4条、第5条	対応不可	植物工場を設置する等により、農地をコンクリートで地固めした場合には、その土地に労働を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、「農地」として扱うことは困難です。		

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

## 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要する認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目、欄の記号」、( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
①規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
②当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 規制改革会議における再検討項目、欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回覧取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		
260919009	25年10月3日	25年12月6日	26年9月19日	養殖魚輸出振興に関する規制緩和	HACCP認取得要件の緩和など養殖魚輸出振興に関する規制を緩和すること、具体的には、次の規制緩和を求める。 対EU水産物輸出に係るHACCP認定の要件緩和 中国・韓国向けの放射能証明書発行の簡略化	(一社)九州経済連合会	厚生労働省、農林水産省	(について) 養殖魚がかかる。水産物を諸外国に輸出する際には、相手先国の法規に従う必要がある。このため、相手先国からHACCP等の衛生管理措置の実施を求められた場合、二国間で協議を行い、輸出手続等に必要な要領等を定めて対応しているところです。平成26年9月現にHACCP認定については、相手EUについて輸出水産食品に係る要領を定めています。 (について) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、中国や韓国は日本産食品に対して放射性物質に関する輸入規制を実施しています。	'対EU輸出水産食品の取扱いに ついて'平成25年1月15日付農林 省告示第003001 号厚生労働省医 薬食品局食品安全 部通達 (について) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、中国や韓国は日本産 食品に対して放射性物質に関する輸入規制を実施しています。	対応不可	(について) EUだけ輸出水産食品を取り扱う施設の承認に当たっては、EUとの協議に基づき規定された認定要件を満たすことが必要であり、EUの規定するHACCPによる衛生管理を行っていることが求められていることから、我が国において一方的に要領の改訂を行うことは困難と考えております。 (について) 輸出手相手国が定めた手続について、相手国の事情に基づき定められたものであり、一般に簡略化は困難ですが、合理的でない手続があれば、相手国に働きかけを行こととしてあります。	
261121041	26年9月16日	26年10月16日	26年11月21日	農業振興地の規制緩和について	福島県の農業振興地に農地(実際は荒れ地)を持つものです。父の遺産を引き継ぎましたが、この土地は、減反政策により水田耕作を終了し20年以上経ち、現況、樹木、雑草が茂る荒れ地となってあります。ここを水田や畑にすることは難しく、このまま放置しても周囲に害虫など迷惑をかけることがあります。そこでここを整備し、現在福島県で推進している太陽光発電の設備を整えることによって、エネルギー需給の一助となる。また周囲の環境にも貢献することになると考えています。都郡市と問い合わせたところ、農業振興地の太陽光発電はできない。現在、荒れ地なので地税を変えるなどができるとしても、農業振興地であるので太陽光発電は無理だということでした。この規制により、せっかく利用しようとしてもできない土地が多数存在するのではないかと思います。日々当たりよく近くに市町村が農業地等として利用すべきであることを働きかけています。この規制を緩和してもらいたい。日本の生産性が上がらない原因でもあると思いますので、このような土地を活かす画期的な方策が必要だと思います。狭い日本の大地を有効に使うための規制緩和を、早急に策定して欲しいと考えます。	個人	農林水産省	(農業振興地の整備に関する法律) 都道府県知事が組合的に農業振興を図るべき地域について「農業振興地」として指定を行い、この地域内で、市町村が農用地等として利用すべき土地の区域を「農用地区域」として定めています。 (農地法) 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき許可を受けることが必要です。	農業振興地の整備に関する法律第13条 農地法第4条、第5条	現行制度下で対応可能	農用地区域は、農業上の利用を確保する土地の区域であり、当該区域内の荒廃農地についても、再生して利用することが基本と考えています。農用地区域からの除外については、農用地区域内外に地代以外に代地がない、農作業の効率化に支障がない、一定の要件を満たすことが必要となるています。 なる。農業振興会が農業地盤上の「農地」に該当しないと判断した農用地区域内の荒廃農地について、農業振興地整備計画の達成のための一般的な土地利用に支障がない等の要件に該当する市町村が農業振興地として利用する場合に、農用地区域からの除外が可能となっています。 また、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備については、「農林業の健全な発展と調和のとれた農業の再生可能エネルギー発電設備について」は、「農林業の健全な発展と調和のとれた農業の再生可能エネルギー発電設備の促進に関する法律」(平成26年法律第84号)に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、農用地区域から除外された再生利用困難な荒廃農地等については当該発電設備整備区域に含めることができます。転用可能としているところです。	
261121042	26年5月9日	26年5月30日	26年11月21日	畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等(イコールフットプリント)による支援制度を整備すること	畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等(イコールフットプリント)による支援制度を整備すること。	日本商工会議所	独立行政法人農畜産振興機構が実施する畜産振興事業の事業実施主体について、肉牛、生乳及び肉豚の生産等に係る事業において、独立行政法人農畜産振興機構が実施する国の畜産振興事業に応じ、株式会社等も事業実施主体となることが可能です。また、事業者との協議実施主体等については、原則として公募方式により選定しており、その決定については、外部委員及び機構職員からなる審査委員会による審査を経ることとしています。(決定後は速やかに自らのホームページで公募結果を公表)	独立行政法人農畜産振興機構法施行規則第二条	現行制度下で対応可能	畜産振興事業の事業実施主体候補者については、引き続き原則として公募方式により選定することに、より公平性、透明性が確保された選定過程を経たものとなるよう、同機構において見直しに努めています。 なお、既に中小企業が直接事業実施主体にならなかったとしても、畜産振興事業においては、畜産・酪農を営む中小企業が、間接補助事業により受益者となり得る事業が多数措置されています。		
261121043	26年10月14日	26年11月5日	26年11月21日	鉱山、砂石山における保安林の解除手続きの簡素化	鉱山、砂石山における保安林の解除手続きのうち、事業継続案件については申請手続きを簡素化すべきである。 【参考理由】 鉱山、砂石山の採掘を行うにあたり、保安林がある場合にはその解除申請が必要になるが、採掘の拡充など、すでに実施している事業を継続する場合でも、新規申請と同様の手続きが必要であり、負担が大きい。 事業継続案件は、地元行政や住民の理解がすでに得られている場合が多いため、簡素化等の手続をもつて保安林の解除申請等の手続が必要となる。保安林の機能を代替する防災施設(以下「代替施設」という)の設置等が必要になります。また、負担軽減および審査の迅速化につながる。避難施設への需要が増加する中、申請手続きにかかる期間を縮減することで、資源の迅速な供給が可能となり、また、今後想定される大規模災害に伴う突然的な増産へも円滑に対応することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	保安林制度は、森林法(以下「法」という。)に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上のために一定の規制・軽減措置を講ずるものである。 保安林を有する場合、保安林の解除申請等の手続が必要となる。保安林の機能を代替する防災施設(以下「代替施設」という)の設置等が必要になります。また、転用による解除にあたっては、防災施設の計画の他、用地準備、実現の確実性等の解除要件に照らして審査を行うこととしています。	森林法第26条、第27条	現行制度下で対応可能	保安林を他の用途に転用するための解除を行う場合には、水源の涵養、災害の防備等の公共的の目的に支障が生じないうえに、代替施設設置の計画の審査等を行なうことは不可欠な事項です。また、保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への用へんを抑制すべきものであるに加え、用地準備等の他の解除要件の審査を行なっています。 御提案のような、全体計画に基づき期別実施計画に従って保安林の解除申請を継続して行なうとする場合にあって、初回の解除申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了したものについて、現行制度においても、第2回目以降の解除申請に係る用地事情の変更の要件の審査は省略されることとして運用してあります。 併せて、代替施設設置の計画の「土石捨場等」の計算書、代替施設設定計算書、排水施設流量計算書、計画小貯留計算書及び洪水調節施設計算書については、個別の箇所ごとの計算書を立てて審査が必要ではなく、どの表に箇所ごとの計算書や計算因子、式等をまとめて記載するなど、土量計算書については、土切、盛土及び植土のそれぞれの総量並びにその処理方法を記載することで差し支えないなど、事業継続案件に限らず、他の制度においても、添付書類を省略、簡素化する運用を行なっていることです。今後、このような申請手続きについて、関係団体等に対して一層の周知を図っていく考えです。	
261121044	26年10月20日	26年11月5日	26年11月21日	太陽光発電の導入促進に係る農地転用手続きの簡略化	(具体的な内容) 太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化していただきたい。 (理由) 太陽光発電パネルの設置場所として、農地を活用する事が考えられるが、農地転用に時間がかかる現行規制の要綱であり、手続を簡略化することで、入札を見送る事が難しくなる。 農地転用にあたり手續を簡略化することで、入札を見送る事が難しくなる。 農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地転用が必要であるが、転用が許可される市街化区域以外では、作物を生産している農地に設置される太陽光パネルの支柱部分のみ、一部農地転用が認められる制度となっている。 そもそも農地転用手続きが煩雑であるため、耕作の用に供されていない農地であっても設置を見送る事例が多い。	一般社団法人第二地盤銀行協会	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき都道府県知事等の許可を受ける必要があります。	農地法第4条及び第5条	対応不可 (一部は現行制度下で対応可能)	農地転用許可制度は、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に導導し、優良農地の確保を図しながら、地域において発生する転用需要にも適切に対応することとしています。 農地転用許可に当たっては、申請書の提出を受け、許可基準に即して判断する必要があります。また、標準的な事務処理期間(受理後5週間)を定め、基本的にこの期間内に処理されれていることです。 なお、農山漁村再生可能エネルギー法の組みでは、市町村の認定を受けた設備整備計画に従って発電施設等の設置については農地転用の許可があったものとみなすこととし、個別の許可手続は不要となっています。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回覧取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)		
261216045	26年 10月20日	26年 11月5日	26年 12月16日	農業生産法人の設立要件の緩和	(具体的な内容) 企業等の多様な扱い手が農業に参入できるよう、農業生産法人の設立要件(出資額や役員数等)を緩和いただきたい。 (理由) 農家から直接仕事を行いたい小売業者が農業分野へ参入する際、農業生産法人の設立要件には出資額や役員数等の制約があり、障壁となっている。地域農業の活性化や次産業化の促進が図られる企業等の扱い手が農業に参入することで、地域農業の活性化や次産業化の促進が図られるこことから、要件を緩和いただきたい。 (現行の設立要件) ・構成員(資本)要件: 農業生産者が原則として総決議権の4分の3以上を占めること ・役員要件: 業務執行役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること等 ・役員: 農業および農業関連事業の売上高が販売上の過半(設立時は事業計画における売上の過半) (現行の農業概要) A: 人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ・法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ・生たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること ・役員のうち農業生産者(常時従事する構成員であることを含む)が過半であります。 ・農業生産者(常時従事する構成員であることを含む) B: ただし、農地につけた賃借権又は使用権による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ・法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ・生たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること ・役員のうち農業生産者(常時従事する構成員であることを含む)が過半であります。 ・農地につけた賃借権又は使用権による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。	農地法第2条第3項第2号、第3条第2号	検討に着手		企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は全面的に自由化され、農業界・経済界が連携して前向きに推進していく状況にあります。 一方、農業生産法人(農地を所有できる法人)については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26年6月24日改訂)等に基づき、扱い手である農業生産法人の経営の発展に資する観点から、 ・役員の農業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととするとともに、 ・議決権要件については、農業者以外の者の議決権の比率を2分の1未満まで拡大するよう直ちに実行することとされており、この方針に従って次期通常国会への法案提出に向けた準備を進めているところです。	
261216046	26年 10月20日	26年 11月5日	26年 12月16日	中小企業信用保険制度の農業への適用	(具体的な内容) 異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。 (理由) 農業分野は成長分野とされているが、銀行等から農業者への資金供給は、制度上の障害もあって十分なサービスの提供を行えない。 農業信託保証制度は、制度の手続きが煩雑である。また、肥料等を購入するなど運転資金を民間金融機関が融資を行った際には、保証を受けることが難しい。 一方、プロセス融資に対する保証は、中小企業信用保険の方がより簡素な手続きであるため、異業種から農業への新規参入に限り、農業を加えること。 (現行規程の概要) 金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度がある。本制度では、農業・林業・保険代理業及び保険サービス業を除く、「漁業・金融・保険業・保険代理業及び保険サービス業を除く」が保険の外業種となっている。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信託保証制度がある。本制度では、農業・林業・保険代理業及び保険サービス業を除く、「漁業・金融・保険業・保険代理業及び保険サービス業を除く」が保険の外業種となっている。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信託保証制度がある。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)等に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能である。 (参考)農業信用保証保険制度の対象資金・対象上場・制度資金に限定) 1.農業生産代用資金、2.農業改良資金、3.農業支援資金、4.農業経営改善促進資金、5.農業経営担保融資減資資金、6.畜産特別融資金 7.畜産維持安定特別対策に係る資金、8.農業者等が必要とする事業資金等	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省 経済産業省	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。 本制度では、農業・林業・保険代理業及び保険サービス業を除く、「漁業・金融・保険業・保険代理業及び保険サービス業を除く」が保険の外業種となっています。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信託保証制度があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)等に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能です。	中小企業信用保証法第2条第11項第1号、 中小企業信用保証法第1条 中小企業融資保証法第2条、 中小企業融資保証法第2条、 中小企業融資保証法第13条	現行制度 下で対応可能		経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や金融機関の利便性向上を図るために、信用保証協会(以下「保証協会」と)と農業信用保証協会(以下「基金協会」と)に対して、両協会間の連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が組合に連絡を取り合った体制(ワンストップサービス)を整備するとともに、両制度を利用した事業者にとってより分かりやすいくらいの制度となるよう、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引受けに向け、使い勝手の向上に取り組んでいます。 また、一部の国家戦略特別区域においては、農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようになるため、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところです。	
261216047	26年 10月31日	26年 11月21日	26年 12月16日	農業生産法人も上場できるようにする	(提案の具体的な内容) 農業生産法人も上場できるようにする。 (提案理由) 外部から人材や資金調達し、将来的に上場を果たしたいと考えている生産法人もあるが、農地法上の要件が成長の壁となっている。	(公社) 関西経済連合会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ・法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ・生たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること ・役員のうち農業生産者(常時従事する構成員であることを含む)が過半であります。 2. 法則として農業生産者が総議決権の4分の3以上を占めること ・役員のうち農業生産者(常時従事する構成員であることを含む)が過半であります。 3. 地方につけた賃借権又は使用権による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。	農地法第2条第3項、第3条第2項第2号	対応不可		企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は全面的に自由化され、農業界・経済界が連携して前向きに推進していく状況にあります。 一方、農業生産法人(農地を所有できる法人)については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26年6月24日改訂)等に基づき、扱い手である農業生産法人の経営の発展に資する観点から、 ・役員の農業従事要件や構成員要件(出資比率)の見直しを行なう方。 ・また、農業生産法人の要件については、農地につけた賃借権又は使用権による権利を設定する場合に、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。 5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等踏まえつつ、検討するとの方針が決定しているところです。	
261216048	26年 10月28日	26年 11月21日	26年 12月16日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業等に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加)	近年、資金のならず加工・販売までを自ら行う企業の農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用保証制度として中小企業信用保証制度を利用することができます。資金調達に支障を来たしているケースが見受けられる。 農業分野に関する信用保証制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業者にとっては、従来から利用している中小信用保証制度の方が申請手続を簡便において利便性が高く、また、農業信託保証制度の場合は運転資金への保証対応ができないケースがあり、資金貸付により一括で済むのが利便である。 政府が掲げる成長戦略においては、農林水産省が成長産業について重点的課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保証制度の対象対象としていたくことが利便である。 また、平成25年10月19日に日本経済再生本部が決定した「国家戦略特区における規制改革事項等の方針」では、国家戦略特区において商工業とともに行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることで、国家戦略特区に限定せず、全国に範囲を拡大した方が金融円滑化に寄与するものと考える。	(一社) 全国信用金庫連合会、信金中央庫	農林水産省 経済産業省	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保証制度があります。 本制度では、農業・林業・保険代理業及び保険サービス業を除く、「漁業・金融・保険業・保険代理業及び保険サービス業を除く」が保証の外業種となっています。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信託保証制度があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)等に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能です。	中小企業信用保証法第2条第11項第1号、 中小企業信用保証法第1条 中小企業融資保証法第2条、 中小企業融資保証法第2条、 中小企業融資保証法第13条	現行制度 下で対応可能		経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や金融機関の利便性向上を図るために、信用保証協会(以下「保証協会」と)と農業信用保証協会(以下「基金協会」と)に対して、両協会間の連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が組合に連絡を取り合った体制(ワンストップサービス)を整備するとともに、両制度を利用した事業者にとってより分かりやすくなるよう、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引受けに向け、使い勝手の向上に取り組んでいます。 また、一部の国家戦略特別区域においては、農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようになるため、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところです。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目、欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管轄番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220048	26年11月3日	27年1月14日	27年2月20日	農地の所有権の移転、権利設定などの面積要件の撤廃	【要望の具体的な内容】農地を耕作目的で取得、又は、賃貸借を行う場合には、農業委員会の定める別段面積(農地法第5条第2項により農業委員会が定める面積)以上の耕作面積が要件となっている。新たに農業を始める場合にあっても、直ぐに農地取得や農地の賃貸借が行えるようこの別段面積の要件を撤廃してほしい。 【提案の理由】農地を耕作始める場合にあっても、直ぐに農地取得や農地の賃貸借が行えるようこの別段面積の要件を撤廃後などは、新たに農業を始める場合や、小規模の家庭菜園等を行いたいと考えている方にあって、直ぐに別段面積の要件を満たすことは困難であり、農地の取得や賃貸借が行えない現状にある。これを改善するため、規制や耕作の有無に関わらず、農業を行いたい人が、直ぐに農地に取得でき、又は、農地の賃貸借が行えるようこの要件を満たすことが可能である。 【提案の理由】農地を耕作始める場合にあっても、直ぐに農地取得や農地の賃貸借が行えない現状にある。これを改善するため、規制や耕作の有無に関わらず、農業を行いたい人が、直ぐに農地に取得でき、又は、農地の賃貸借が行えるようこの要件を満たすことが可能である。	個人	農林水産省	耕作目的で農地の権利を取得する場合には、農地取得後の農地面積の合計が一定面積以上であること(限界面積)等の要件を満たすとして、農業委員会の許可を受ける必要がある。なお、限界面積は、原則50ヘクタール(北海道は2ha)ですが、地域の実情に応じて、農業委員会が任意に引き下げることが可能です。	農地法第3条第2項第5号	現行制度下で対応可能	耕作放棄地が存在し新規就農など農地を利用する者の確保・拡大が最優先課題となっている地域などを、限界面積を一律に適用することが地域の実情に制約がない1地域においては、農業委員会が、地域の実情に応じて、区域を区切って例えば、新規就農を促す地区など、任意の面積に引き下げることが可能ですので、御提案の趣旨は、この仕組みを活用することで実現可能と考えています。	
270220049	26年11月3日	27年1月14日	27年2月20日	農地の所有権の移転、権利設定などを許可する旨を届出に規制緩和を望む	【要望の具体的な内容】農地を耕作目的で取得、又は、賃貸借を行う場合には、別段面積(農地法第5条第2項により農業委員会が定める面積)の要件を満たさないをうえで、農業委員会の許可決定が必要となる。農地を農地として利用することから、簡素化つて適速化をはかるため、この許可決定を届出により行えるよう規制緩和を望む。 【提案の理由】本来、土地の売買や賃貸は、当事者間で決定すべきである。しかし、農地を農地として耕作する場合にあっても、農業委員会の許可決定を要することは、多くの方に農業に携わっているとき、農業振興を図っていく上での阻要因となっている。よって、農業委員会の許可決定から、届出に規制緩和することで、農地の一層の利用促進が期待される。	個人	農林水産省	耕作目的で農地の権利を取得する場合には、主に次の要件を満たすものとして農業委員会の許可を受ける必要があります。 農地の全てを効率的に利用すること 必要な耕種面積を常時確保すること 農地の面積が原則50ha(北海道は2ha)以上であること なお、限界面積は、原則50ヘクタール(北海道は2ha)ですが、地域の実情に応じて、農業委員会が任意に引き下げることが可能です。 周辺の農地利用に支障がないこと	農地法第3条第1項	対応不可	農地の権利移動については、不耕作目的の権利取得等を排除し、農地を効率的に利用する者による権利取得を促進する観点から、農業委員会の許可としています。 農地の権利移動を届出に規制緩和することで、不耕作目的の権利取得等を排除できなくなる、農地の効率的利用の確保や担い手への農地集積に支障が生ずる事態となることが想定されるため、届出制とすることは困難です。	
270220050	26年11月4日	27年1月14日	27年2月20日	相続未登記農地の農地中間管理機構の利用について	(公社)鹿児島県地域振興公社	農林水産省	・共有農地が遊休農地(農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当)もしくは耕作者不在の農地(農地法第33条に該当)についても、所在が知られている所有者に対して利用意向調査を行い、所有者の意向どおり実行しない場合は、農業委員会が農地中間管理機構との協議を勧告し最終的の判断権を委託するよう農地中間管理機構を設定することができる。 ・共有農地が遊休農地(その予備軍を含む)については、公示手続を経て機構が農地中間管理権の設定を受けることができますが、この際、必要となる要件の「過失がなくしての所有者等とされる者の居所について、在民基本台帳との合意、関係者への聞き取り等により確認」 ・知的の戻しにより、農地中間管理機構が選択権を取ったとしても、受け取る利用権設定期間が限られるため、受け取る利用権設定期間は原則5年と定められています。 ・また、所有者が分からなくなれば、農地台帳や登記簿において権利者とされる者が死んでいる場合、住所状況と住所を調べて相続人の対象を配偶者と子に限定し、過半の持分を有する者が不在または所在不明であれば、農業委員会が公示を行い、最終的に都道府県知事裁判所により農地中間管理機構が利用権を設定することが可能(5年を超えない期間)です。	農地法第32条～第43条	対応不可	一社続人代表者の同意のみで5年を超える利用権の設定を可能とすることは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができず。また、共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決するとする民法の原則との関係で、慎重に検討する必要があります。 所有者不明の遊休農地(その予備軍を含む)については、公示手続を経て機構が農地中間管理権の設定を受けることができますが、この際、必要となる要件の「過失がなくしての農地の所有者等とされる者の居所について、在民基本台帳との合意、関係者への聞き取り等により確認」 また、所有者等とされる者が死している場合にあっては、その配偶者又は子に限定して、上記の確認を行っても所有者等が不明でないことをいわゆる「明確化しての取り扱い」御指摘のように、相続人の関係図を作成するとの影響が大きくなることはありません。貴重におかれまして、この御教訓を踏まえ、所有者等が不明な場合は法規に基づき、きちんと公示手続が行われるよう積極的に農業委員会に協力いただけようお願いします。 なお、機構が農地を貸し出した者に支払われる経営奐拓協力金及び耕作者集積協力金については、機構が原則10年以上貸し付けることが要件となっていますが、共有地の場合、5年間の貸付けを行なうことをあらかじめ約せば、交付対象となる事業実施要綱において、既に表示しているところです(遊休農地については、その所有者は本来果たすべき耕作義務を果たしていないことから、国民の税金がもとになってしまっている彼らの協力の対象にはしていません)。		
270313010	26年10月20日	26年11月5日	27年3月13日	(株)農林漁業成長産業ファンドによる支援の実現を図るための6次産業化推進のための地域ファンドの利便	(一社)第二地銀銀行協会	農林水産省	・サファンド(投資事業有限責任組合)が出资等の支援を行う事業活動が株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号、以下「機構法」という。)の目的に即したものとなるよう、機構法第22条の規定に基づき農林水産大臣が定めた支援基準においては、サファンドが出資等の権利をもつて当たるあらゆる株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)の同意を得ることとされており、機構は同同意の申請があったときは、当該事業活動が支援基準に適合する場合に同意を行なうとしていることです。 ・このため、サファンドは機構に対して支援の同意の申請がされたときは、支援基準に示された事項を満たしているかどうかを個別の事業活動の内容に照して審査しているところです。 ・支援基準では、対象事業活動が満たすべきこととしている事項として、 ・多様な地域資源の価値を生かしていくこと ・農林漁業者等の法人が、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めること ・国内外で新たな市場を開拓していくこと ・農山漁村における雇用機会の創出などを含めて農山漁村の活性化に貢献すること ・出資金の回収が可能かと見込まれること などを規定しているが、こうした政策の方向性に合致した事業となっているか否については、個別の事業の内容に即して、個別案件ごとに機構が判断することになっています。	農林水産省	現行制度下で対応可能(一部、対応不可)	支援基準は、事業者に対し資金供給等を行う事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって從来の基準として、機構法に定められた目的を達成するために必要なものであり、また、対象事業活動への出資等に係る機構による同意を通じて、当該支援基準の適合性を確保しています。このため、支援基準の同意の間接的に行なうことは困難です。 また、同意要件そのものは十分に明確化されているものと考えられますが、一方で、支援基準に照して具体的に個別案件に際し機構がどのポイントを重視して判断を行い、同意の決定を行なうかという点については、機構とサファンドが出席する会議や各サファンドの経営支援委員会などの場を踏まえてきちんと伝えていく必要があります。		

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(□、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
□:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
△:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精查を進める事項

管轄番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議に付ける再討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270313011	26年12月19日	27年2月3日	27年3月13日	農地を所有していない市民農園開設者で市町村等を介さずに農地を借りられるようにする農地貸付の見直し	<p>(提案の具体的な内容) 農地を持たない者(NPO、企業等)以下、開設者というが特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいて市民農園を開設する場合、農地所有者から直接農地を借りる(使用貸借による権利又は賃借権の設定)ことができるよう法律改正する</p> <p>(提案理由) 開設者が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて市民農園を開設する場合、農地所有者から直接借りることはできない。市町村、農地中間管理機構(林野公社)、農地利用集積円滑化団体(IA等)以下、市町村等といふ)が農地所有者から所有権を取得もしくは使用収益権を設定した農地を市町村等から直接借り得る制度となっている。</p> <p>開設者が農地を所有者から直接借り得ることができる。市町村等を経由する必要があるため、手続きが煩雑であるほか、市町村等が農地の賃借契約及び賃借料の受け渡し等に関する事が発生している。</p> <p>法改正がなされた場合、市町村等の事務手続きが簡素化されることから、市民農園開設までの時間が短縮される。企業やPFI等による市民農園の設置の増加が期待できる。</p> <p>本特例の状況として、市民農園は都市住民の中心に需要が高く、法に基づく市民農園の開設区画割は12,718区画(5年5月末)で全国1位となっている。</p>	農林水産省	地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者が特定農地貸付けを実施する場合には、農地所有者から直接農地を借りるのではなく、地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を介して借り入れる必要があります。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号口	対応不可	1. 地方公共団体及び農業協同組合以外の者、が農地を借りて特定農地貸付けを実施する場合には、農地所有者から直接借り受けのではなく、地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構(以下「地方公共団体等」といふ)から転貸を受けることを要件としています。 2. これは、地方公共団体等を貸借の直接の当事者に加えることで、市民農園が適切に管理・運営されない場合の契約の解除や、解除後の農地の適正利用等を確実に担保しようとするものです。 3. また、短期間の利用契約の下、多数の利用者が出入りする市民農園では、近隣住民や農業者のトラブル、駐車・駐輪マナー、騒音、水道の無断使用、肥料・農薬の無秩序な散布、雑草の繁殖等が発生する。 このため、地方公共団体等の直接的な関与を求めるものであり、このことにより、周辺住民等の不安を軽減する機能を果たしています。 4. 以上を踏まえて、1の仕組みは引き続き維持する必要があると考えます。		
270313016	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	農業生産法人の構成員の緩和等、農地の更なる見直し	<p>(一社)日本経済団体連合会</p> <p>(提案の具体的な内容) 農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和と見直しに進めていくである。具体的には、企業による農業生産法人の構成員取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべきである。</p> <p>(提案理由) 2009年12月に施行された改正農地法では、リース方式による農業参入は原則で自由化されたものの、農業生産法人の構成員要件については、関連事業者の出資比率が原則決議権の4分の1以下で制限されている。「日本農業経営改訂2014(2014年6月24日閣議決定)」では、構成員要件について、「議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制度は設けない」としている。この際も通常審議会にて提出予定)。また、農地所有については、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成20年6月見直し)」(附則第3項)に際して、それまでリース方式で参入した企業の構成員を含む農地を所有することができるよう改定された。</p> <p>原則として農業生産法人が総議決権の4分の3以上を占めること役員の過半が農業に常勤従事する構成員であること等の要件を満たさない場合は、農地の権利を取得する場合に、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。</p> <p>そのため、企業の農業参入をより幅広く規制緩和とともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。</p> <p>そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化が必要であり、具体的には、企業による構成員取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることが不可欠となる。</p>	農林水産省	<p>1. 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合会会社のいずれかであること。 主たる事業が農業・農産物の加工・販売等の関連事業を含む、)であること</p> <p>原則として農業生産法人が総議決権の4分の3以上を占めること役員の過半が農業に常勤従事する構成員であること等の要件を満たさない場合は、農地の権利を取得する場合に、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することができる。</p>	農地法第2条第3項第3条第2項第1号	対応不可	<p>企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は全面的に自由化され、農業界・経済界が期待して前向きに推進している状況にあります。</p> <p>一方、農業生産法人(農地を所有する法人)については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26年6月24日改訂)等に基づき担い手である農業生産法人の経営の発展に資する観点から、</p> <p>現時点の懸念がかなり範囲で農業生産法人の6次産業化等経営を発展させやすくなる観点から、</p> <p>役員の農業生産事業要件や構成員要件(出資比率)の見直し等で、農地の常勤従事の規制に関する法律の見直しを実施する方針である。この見直しについては、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに際して、それまでリース方式で参入した企業の見直し等を踏まえつつ、検討するの方針が決定しているところです。</p>		
270313017	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	<p>(公社)リース事業協会</p> <p>(内容) 東日本大震災の影響をうけ、放射能汚染や塩害などによって耕作ができなくなった農地について、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすること。</p> <p>(提案理由) 再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供する公共性の高いものである。東日本大震災の被災地において、耕作不可能になった農地を当該施設に転用することができれば、土地の有効活用にもつながる。</p>	農林水産省	東日本大震災により津波被害を受けた市町村や、原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村については、東日本大震災復興特別区画特別区域法に基づく復興整備計画を活用することにより、農地転用の基準が緩和されています。	農地法第4条、第5条 東日本大震災復興特別区画法第46条、第49条	現行制度下に対応可能	<p>東日本大震災の被害を受けた農地については、農地として利用できるよう既存事業を実施してきており、津波が農地地につけて、平成27年度までに全体の74%の農地再開が可能となる見込みであります。また、福島県の避難指示区域の農地については、除染の状況等を踏まえつつ、順次、復旧着手する予定です。</p> <p>なお、沿岸域の地域の市町村については、東日本大震災復興特別区画法の規定により、市町村が既存の復興整備計画に基づく復旧に必要な事業を行なう場合には、農地転用が可能となる見込みであります。</p> <p>原発事故による避難指示のあった福島県内の市町村の区域について、復興整備計画に基づき復旧に必要な事業を行なう場合には、原則農地転用許可ができない第1種農地であっても転用許可が可能となるよう措置しています。</p> <p>個別の再生可能エネルギー発電施設等の設置の復興整備計画への位置付けについては、市町村の復興事業担当者にご相談ください。</p>		
270313018	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	都銀懇話会	商品先物取引法第200条第1項において、商品先物取引業者は主務大臣の行う外務員の登録を受けなければならぬとされ、当該登録を受けようとする商品先物取引業者は、登録の申請に係る外務員の氏名、氏名及びその行った期間商品先物取引仲介業者又は商品先物取引仲介業者の商号、商号又は氏名及びその行った期間商品先物取引仲介業者又は商品先物取引仲介業者を行なったことの有無及び商品先物取引仲介業を行なったことのある者についても、住所の記載が要件とはなっていないことから、商品先物取引法においても、監督監督上、必ずしも必須の要件ではないと考えられます。	経済産業省農林水産省	商品先物取引法第200条第3項	検討を予定	商品先物取引法における外務員登録制度については、顧客に勧説を行う外務員の一定の資質を維持する観点から設けられております。この登録申請書の記載事項については、類似の立法例を参考にして、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。		